

議案第68号

世田谷区立障害者休養ホーム条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月14日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) こども家庭庁の設置に伴う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正等により、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立障害者休養ホーム条例の一部を改正する条例

世田谷区立障害者休養ホーム条例（昭和45年7月世田谷区条例第25号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号中「の厚生労働大臣」を「に規定する主務大臣」に改める。

第16条第2項中「第8条」を「第9条の規定」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。